

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年8月30日

金曜日

号外

目次

規則

○富山県民福祉条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県民福祉条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年8月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第38号

富山県民福祉条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民福祉条例施行規則（平成9年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表の1の項(1)のイ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「だれでもが」を「誰もが」に改め、同項(1)のうち「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同項(2)のイの(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)のウの(イ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(2)のウの(ウ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)のエの(イ)中「^こ勾配」を「勾配」に改め、同項(2)のオの(ア)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項(2)のオの(イ)から(ニ)までの規定中「かご」を「籠」に改め、同項(2)のオの(ハ)中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項(2)のオの(キ)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)のオの(ク)から(イ)までの規定及び(シ)の a

中「かご」を「籠」に改め、同項(2)のオのシのb中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)のオのシのc及びカのイ中「かご」を「籠」に改め、同項(2)のカのウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「かご」を「籠」に改め、同項(2)のキ中「車いすに」を「車椅子に」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)のクのイ中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(2)のクのウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(2)のクのエ中「勾配」を「勾配」に改め、同表の2の項及び4の項中「勾配」を「勾配」に改め、同表の5の項(1)のア中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表の6の項中「もの又は」を「ものにベッドを備えた客室等を設ける場合においてはその1以上の室を、」に、「、その1」を「客室等の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」に改め、同項(2)のア並びにイの(ア)及び(イ)以外の部分中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(2)のイの(イ)及び同項(3)のイ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の7の項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同項(1)、同項(2)並びに同項(3)のア及びイ以外の部分中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(3)のイの(ア)中「勾配」を「勾配」に改め、同表の9の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の10の項(3)中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項(4)のア中「勾配」を「勾配」に改め、同表の11の項(2)の(イ)中「勾配」を「勾配」に改める。

別表第3の2の表の1の項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の2の項(3)中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表の3の項(2)中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同表の5の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第3の3の表の歩道の項(3)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(4)中「切り下げ部分の勾配」を「切り下げ部分の勾配」に改め、同項(5)中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「車いす」を「車椅子」に改める。

別表第3の4の表の1の項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の2の項(3)中「縦断勾配は、原則」を「縦断勾配は、原則」に、「最大縦断勾配」を「最大縦断勾配」に改め、同項(4)中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同項(5)

中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項(7)のイ中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同表の4の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別表第4の公共交通機関の施設の項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

様式第2号中 「イ 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。」 を

「イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。」 に、

		エ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の確保	適・否	
		オ 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	

を

		エ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の確保	適・否	
		オ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	

に、

	カ 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
--	-----------------------------------	-----	--

を

	カ 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
--	-----------------------------------	-----	--

〔ア〕 かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止

〔ア〕 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止

に、

(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上
(ウ) かごの幅は、140cm以上
(エ) かごの奥行きは、135cm以上
(オ) かごの構造は、車いすの転回に支障のないこと。

を

(イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上
(ウ) 籠の幅は、140cm以上
(エ) 籠の奥行きは、135cm以上
(オ) 籠の構造は、車椅子の転回に支障のないこと。

に、

(キ) かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置
(ク) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置
(ケ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置
(コ) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置
(サ) かご内に、手すりの設置

を

(キ) 籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置
(ク) 籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置
(ケ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置
(コ) 籠内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置
(サ) 籠内に、手すりの設置

に、

(イ) かご内に、到着階及び戸の開鎖を知らせる音声装置の設置
(ウ) かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置
(エ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置

を

(イ) 籠内に、到着階及び戸の開鎖を知らせる音声装置の設置
(ウ) 籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置
(エ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置

に、

「イ かごの幅は、70cm以上、かつ、奥行きは 120cm以上」

を 「イ 籠の幅は、70cm以上、かつ、奥行きは 120cm以上」

に、

	ウ かごの床面積の十分な確保（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合に限る。）	適・否	
--	---	-----	--

を

		ウ 籠の床面積の十分な確保（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合に限る。）	適・否	
--	--	---	-----	--

に、

ア 2枚以上の階段を同一の面に保ちながら、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降できること。

を

ア 2枚以上の階段を同一の面に保ちながら、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降できること。

に、

		ウ 排水溝の溝ぶたの構造	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
		エ 傾斜路の構造	(ア) 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	

を

		ウ 排水溝の溝蓋の構造	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
		エ 傾斜路の構造	(ア) 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	

に、

		(イ) 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
		(カ) 高さが75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場の設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適・否	

を

		(イ) 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
		(カ) 高さが75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場の設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適・否	

に、	カ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の確保	を	カ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の確保
	キ 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。		キ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。

に、

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 傾斜路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 存在を容易に識別できること。	適・否	
	(2) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分	手すりの設置		適・否

を

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 傾斜路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 存在を容易に識別できること。	適・否	
	(2) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分	手すりの設置		適・否

に、	ア 車いす使用者用便房の設置	を	ア 車椅子使用者用便房の設置
----	----------------	---	----------------

に、	社会福祉施設等又はホテル若しくは旅館の1以上の室	を	社会福祉施設等の1以上の室又はホテル若しくは旅館の客室等の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の室	に、
----	--------------------------	---	---	----

(ア) 車いす使用者用便 房の設置
(イ) 車いす使用者用便 房及び便所の出入口 の幅は、80cm以上
(ウ) 車いす使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸で、そ の前後に高低差がな いこと。

を

(ア) 車椅子使用者用便 房の設置
(イ) 車椅子使用者用便 房及び便所の出入口 の幅は、80cm以上
(ウ) 車椅子使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸で、そ の前後に高低差がな いこと。

に、

(イ) 車いす使用者が円 滑に利用できる空間 の確保

を

(イ) 車椅子使用者が円 滑に利用できる空間 の確保

に、

(エ) 車いす使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸で、そ の前後に高低差がな いこと。
ア 車いす使用者用席の幅は90cm 以上、奥行きは 120cm以上

を

(エ) 車椅子使用者が容 易に開閉して通過で きる構造の戸で、そ の前後に高低差がな いこと。
ア 車椅子使用者用席の幅は90cm 以上、奥行きは 120cm以上

に、

(2) 車いす使用者用 席に至る1以上の 通路	ア 幅は、120cm以上	適・否	
	イ 傾斜路 の構造	(ア) 勾配は1/12以下 (傾斜路の高さが16 cm以下の場合、1 /8以下)	適・否

を

(2) 車椅子使用者用 席に至る1以上の 通路	ア 幅は、120cm以上	適・否	
	イ 傾斜路 の構造	(ア) 勾配は1/12以下 (傾斜路の高さが16 cm以下の場合、1 /8以下)	適・否

に、

(1) 車いす使用者用 駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設 置	を
---------------------	----------------------	---

(1) 車椅子使用者用 駐車施設	ア 車椅子使用者用駐車施設の設 置	に、
---------------------	----------------------	----

ウ 排水溝 の溝ぶた の構造	つえ、車いす等の使用 者の通行に支障のない ものであること。
滑りにくい表面仕上げ	

を

ウ 排水溝 の溝蓋の 構造	つえ、車椅子等の使用 者の通行に支障のない ものであること。
滑りにくい表面仕上げ	

に、

(3) 排水溝の溝ふた	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	

を

(3) 排水溝の溝蓋	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	

に改める。

様式第2号の2中

ア かが内、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置
イ かが内、手すりの設置

を

ア 籠内に、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置
イ 籠内に、手すりの設置

に、

(ア) 車いす使用者用便房の設置
(イ) 車いす使用者用便房及び便所の出入口の幅は、80cm以上
(ウ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。

を

(ア) 車椅子使用者用便房の設置
(イ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、80cm以上
(ウ) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。

に、

(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保

を

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保

に、

(ウ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。

を

「(エ) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。」に、「ア 車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは 120cm以上」を

「ア 車椅子使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは 120cm以上」に、

	(2) 車いす使用者用席に至る 1 以上の通路	ア 幅は、 120cm以上	適・否	
		イ 傾斜路の構造	(ア) 勾配は 1 / 12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、 1 / 8 以下)	

を

	(2) 車椅子使用者用席に至る 1 以上の通路	ア 幅は、 120cm以上	適・否	
		イ 傾斜路の構造	(ア) 勾配は 1 / 12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、 1 / 8 以下)	

に、

通路の排水溝の溝ぶた	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。	を
(1) 排水溝の溝ぶた	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。	

通路の排水溝の溝蓋	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	に改める。
(1) 排水溝の溝蓋	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	

様式第 3 号中 「イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。」を

「イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。」に、「イ 傾斜路又は車いす使用者用特殊構造エレベーターの設置 (高低差がある場合に限る。)」を

「イ 傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造エレベーターの設置 (高低差がある場合に限る。)」に、

		イ 勾配は、 1 / 12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、 1 / 8 以下)	適・否	
--	--	---	-----	--

を

		イ 勾配は、1/12以下（傾斜路の 高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
--	--	---	-----	--

に、

	イ 手すりの端部付近への点字のはり付け	を	イ 手すりの端部付近への点字の貼り付け	
--	---------------------	---	---------------------	--

に、

	ア かがは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止	を	ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止	
	イ かが及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	
	ウ かがの幅は、140cm以上		ウ 籠の幅は、140cm以上	
	エ かがの奥行きは、135cm以上		エ 籠の奥行きは、135cm以上	
	オ かがの構造は、車いすの転回に支障のないこと。		オ 籠の構造は、車椅子の転回に支障のないこと。	

に、

	キ かが内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	を	キ 籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	
	ク かが内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		ク 籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	

に、

		ケ 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
--	--	--------------------------------	-----	--

を

		ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
--	--	-------------------------------	-----	--

に、

	コ かが内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	を	コ 籠内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	
	サ かが内に、手すりの設置		サ 籠内に、手すりの設置	
	シ かが内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		シ 籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	ス かが内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置		ス 籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置	
	セ かが内又は乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置の設置		セ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	

に、	「(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。」	を	「(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。」	に、
	「(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設置した旨の表示」		「(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設置した旨の表示」	

「	ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保	を	「	ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保	に、
	ア 出入口			「(ア) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。」	

「	オ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保	を	「	オ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保	に、
---	-------------------------	---	---	-------------------------	----

「	(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。」	を	「	(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。」	に、
	(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所である旨の表示			(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所である旨の表示	

「	ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保	を	「	ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保	に改
	エ 腰掛便座及び手すりの設置			エ 腰掛便座及び手すりの設置	

める。

様式第4号中	「	を	「	に、
	ウ 段差の切り下げ			

「	「	エ 切り下げ部分の勾配は、8%以下	適・否	
		オ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否	

を

「		エ 切下げ部分の勾配は、8%以下	適・否	
		オ つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない溝蓋	適・否	

に改める。

様式第5号中「イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」を

「イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。」に、

「2 園路	出入口から主要な施設に至る1以上の園路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 幅は、120cm以上	適・否	
		ウ 縦断勾配は、4%以下、最大縦断勾配は、8%以下	適・否	

を

「2 園路	出入口から主要な施設に至る1以上の園路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 幅は、120cm以上	適・否	
		ウ 縦断勾配は、4%以下、最大縦断勾配は、8%以下	適・否	

に、「オ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた」を「オ つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない溝蓋」

に、「(イ) 回り段を設けないこと」を「(イ) 回り段を設けないこと。」に、

「		傾斜路等の構造	(イ) 縦断勾配は、8%以下	適・否	
			(ウ) 手すりの設置	適・否	
			(エ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(オ) 園路等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより存在を容易に識別できるもの	適・否	

を

「		傾斜路等の構造	(イ) 縦断勾配は、8%以下	適・否	
			(ウ) 手すりの設置	適・否	
			(エ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(オ) 園路等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより存在を容易に識別できるもの	適・否	

に、
「車いす使用者用
駐車施設」
を
「車椅子使用者用
駐車施設」
に、

「ア 車いす使用者用駐車施設の設置」を「ア 車椅子使用者用駐車施設の設置」に、
「(ウ) 車いす使用者用である旨の
表示」を「(ウ) 車椅子使用者用である旨の
表示」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県民福祉条例施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(厚生企画課)

